

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和7年12月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市新庁舎整備デザインビルド事業者選定審査会条例	新庁舎整備デザインビルド事業者選定審査会を設置するものです。	令和7年 12月議会 議案 第111号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関の組織及び運営に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	管財課 089-948-6254
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市火災予防条例及び松山市火入れに関する条例の一部を改正する条例	林野火災に関する注意報及び火入れの中止に係る規定を整備することで林野火災の予防の実効性を高めるものです。	令和7年 12月議会 議案 第112号	パブリック コメント	松山市火災 予防条例 R7.10.6 ～ R7.11.4 松山市火入 れに関する 条例 R7.10.21 ～ R7.11.19	パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様にご意見を聴きました。	予防課 089-926-9215 農林水産振興課 089-948-6561
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	内閣府令の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を改正するものです。	令和7年 12月議会 議案 第113号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 内閣府令の改正に伴い所要の規定の整備を図るものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	こどもえがお課 089-948-6481
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市工場立地法に基づく 準則を定める条例の一部を 改正する条例	地域経済牽引事業の促進による地 域の成長発展の基盤強化に関する 法律に基づく愛媛県基本計画に重 点促進区域として定める中西外・北 条辻地区について、緑地面積率及 び環境施設面積率の基準を緩和す るものです。	令和7年 12月議会 議案 第114号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 緑地面積率及び環境施設面積率の基準の緩 和に関するものであり、実施要綱第3条第1項 各号のいずれにも該当しないため	企業立地・ 産業創出課 089-948-6552
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市自転車競走実施条例 の一部を改正する条例	松山中央公園多目的競技場の入場 料を無料とするものです。	令和7年 12月議会 議案 第115号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 入場料を無料とするものであり、実施要綱第3 条第1項各号のいずれにも該当しないため	競輪事務所 089-965-4322
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆様の意見を
どのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆様の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。